

SKET NEWS

季刊

vol. 64
2025年秋号

contents

- 1 ETC広域障害に関する
今後のNEXCOの対応
- 2 外免切替えの厳格化
- 3 日本入国時の
結核スクリーニング検査
- 4 工業製品製造分野「JAIM」
の加入義務について
- 5 国別・職種別 得意度マッピング
(2025年版)
- 6 2026年1月施行
下請法は取適法へ

表紙:インドネシア ウブド・ケロッド



組合Facebookページ随時更新中！
<https://www.facebook.com/tsk.kumiai>

ETC広域障害に関する今後のNEXCOの対応～ 1 ～

2025年4月、NEXCO中日本管内の一部料金所において発生した広域的なETCシステム障害は、多くの高速道路利用者に混乱をもたらし、社会的にも大きな影響を与える事案となりました。それを受けてNEXCOが発表した、その概要と再発防止策、新たに示された方針の要点は以下になります。

1. ETC料金システムの仕組みと障害の影響

ETC料金システムは、利用者のETCカード情報をもとに通行可否を判定し、レーンのバー制御や通行料金の計算、最終的な請求までを一連のシステム連携で行う構造となっています。障害発生時には、この中央システムから各料金所への情報配信が停止し、以下のような課題が生じました。

- ・レーンのバーが作動せず、車両が料金所で滞留。渋滞が発生
- ・Webでの後日支払い手続きを依頼することで、利用者に不要な負担を強いたこと
- ・支払い方法の途中変更（当初Web案内からカード会社経由の支払いに変更）したことで、利用者に混乱を招いたこと

これらの反省点を踏まえ、NEXCO各社は「広域的なETCシステム障害時にお客さまに同じような不便をかけない」という方針を示しました。



2. 「料金徴収を行わない」新方針の概要

ETCシステム障害が発生し、円滑な料金徴収が困難になった場合に「無料措置」が適用される場合を提示しています。

この無料措置は、以下のようなETCシステム障害が対象とされています。

- (1) ETCカードの利用可否判定に異常
バーが開かず、車両が停止してしまうケース。障害発生箇所およびその先の出口料金所でバーを開放し、料金は徴収しない。
- (2) ETC無線通信の不能
車両と料金所システムとの通信が成立せず、課金データが生成できない場合も同様に無料対応。
- (3) 料金額テーブル異常
正しい料金が算出できない場合。対象料金所ではバーを開放し、無料とする。
- (4) 課金情報の異常
通信自体は正常でも、記録・精算処理に不具合があり、正しい請求ができないケース。通常運用を維持しつつ、後日該当通行分は請求から除外することがある。

また、広域障害と判断された場合には、正常な他地域の料金所も含め、「バー開放」運用を全国的な対応として行うことも想定されています。

3. 法令および約款の見直し

新たな運用方針を制度上担保するため、関係法令および供用約款の見直しが進められています。

- ・「道路整備特別措置法」に基づく告示の見直しが検討されており、特定のETCシステム障害により料金徴収が困難な場合は、法的に料金徴収対象外とする方向で進んでいる。
 - ・供用約款においても、料金徴収が困難な場合の措置や、システム障害が「瑕疵」として認定される可能性について明記する方針が示されている。
- これにより、物理的設備だけでなく、情報システムの障害も高速道路の管理上の瑕疵と見なされ、損害賠償等の対象となる可能性が制度的に明確化されることとなります。

(つづく)

ETC広域障害に関する今後のNEXCOの対応～ 2 ～

4. 危機管理体制の強化

NEXCO各社は、再発防止の一環として以下の取り組みを進めています。

- ・広域障害に備えた危機対応マニュアルの整備
- ・利用者への情報提供手段の多様化・強化
- ・障害発生時の本部対応体制の明確化
- ・関係機関との連絡体制の整備と、早期復旧の体制構築

これらの措置により、今後のシステム障害発生時においても、影響を最小限にとどめることを目指しています。



5. まとめ

ETCシステムは全国的高速道路利用の大部分を支える社会インフラであり、その障害は単なる技術的な問題にとどまらず、利用者の安全、ひいては交通システム全体の信頼に直結する重大なリスクです。今回の障害を機に、ETCシステムの安定運用に向けた制度的・技術的対応が改めて検討されています。料金徴収の公平性と、利用者利便の両立を図るため、今後もNEXCO各社による運用改善が続けられていく見込みです。

NEXCO中日本 企業情報サイト

https://www.c-nexco.co.jp/corporate/pressroom/2025_crisis-management_etc/



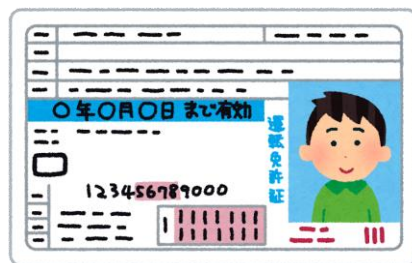
外免切替えの厳格化

警察庁は外国人免許からの自動車免許切り替え「外免切替」について新たな方針を示しました。

改正の方針として以下を掲げています。

- ・観光目的などの短期滞在外国人の外免切替は不可とする。
- ・外免切替の学科問題の設問を10問から50問へ
- ・正答率90%以上を合格とする。
- ・乗車技能の確認において採点の厳格化
- ・申請者の出身国に関わらず住民票写しの提出を義務化

	従来	新基準
筆記試験 (知識確認)	イラスト問題を10問	イラスト問題を廃止、50問
審査基準	70%	90%
技能確認	実車による確認	横断歩道の通過などの課題を追加
審査基準	70%	合図不履行や右左折方法違反などの採点を厳格化



この制度をめぐっては先の国会で「日本に住民票がない観光客なども、ホテルなどの一時滞在所を『居住地』として認めることは事故を起こしたときなど、取締りに影響が出るのではないか」、「知識確認のための問題が簡単すぎて、日本の交通ルールをよく理解していないのではないか」といった指摘が相次ぎ、警察庁が見直しを検討していました。2025年7月11日からパブリックコメントで意見を募り、2025年10月1日から施行されています。

日本入国時の結核スクリーニング検査

ベトナムでは2025年9月1日から在留資格認定証明書交付申請時、又は、査証申請時における「結核非発病証明書」の提出義務付けが開始となりました。

近年では外国人患者の結核患者数が増加傾向にあり、患者の割合が多い国から日本へ渡航し中長期間在留する者に対して入国前の結核スクリーニング検査の実施が義務となりました。

フィリピン・ネパールにおいては2025年6月から既に「結核非発病確認書」の提出が開始されています。

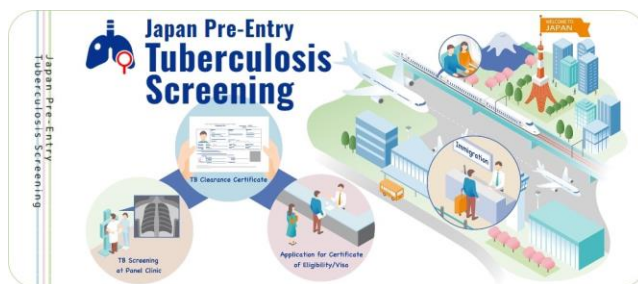
実施の方法については下記の通りとなります。

- ①申請者は対象国にある指定健診医療機関で、医師の診察及び胸部レントゲン検査を受診する。
- ②当該検査で結核を発病していないと判断された者には、指定健診医療機関から結核非発病証明書が

発行される。

- ③発行された結核非発病証明書は、在留資格認定証明書交付申請時（在留資格認定証明書を取得せずに在外公館で査証申請を行う場合は査証申請時）に提出する。

なお原則として結核スクリーニング検査に係る費用は入国をする本人の費用負担となります。



厚生労働省＞入国前結核スクリーニング特設サイト

<https://jpets.mhlw.go.jp/jp/>



工業製品製造分野「JAIM」の加入義務について

「JAIM」とは工業製品製造業分野において特定技能外国人の適正かつ円滑な受入れを推進するために2025年6月に経済産業省の登録を受け、設立された機関になります。

JAIMは、特定技能外国人の受入れ数の大幅な増加や対象となる業務区分が3区分から10区分に増えたことから、特定技能外国人の受入れ環境整備のため、行動規範の策定、特定技能外国人の受入れプロセスの透明化、外国人人材と受入れ事業者との連携強化を目的としています。

既に特定技能外国人を雇用している事業所や、今後雇用しようとしている事業所は、関係法令に基づきJAIMへの入会が必須となり、さらに今後雇用しようとしている事業所は、特定技能外国人が受け入れ可能かどうか日本標準産業分類に基づき該当性を確認する必要があります。

JAIMのHPより「ホーム」→「賛助会員入会」→

「対象となる産業分類一覧」から、受入れを希望する事業所で製造している製造品を検索し、対象かどうか確認することができます。なお、該当の製造品は、直近1年間に「製造品出荷額等」が発生している必要があります。該当性の確認は事業所毎に行われるため、事業所単位で御確認いただく必要があります。

JAIMへの入会方法についてはJAIMホームページをご参照ください。



JAIMホームページ
＞賛助会員入会ページ

<https://www.jaim-skill.or.jp/entry/>



国別・職種別 得意度マッピング（2025年版）～1～

外国人技能実習機構(OTIT)が発表を行った2024年度外国人技能実習機構業務統計概要の内、2024年4月1日から2025年3月31日まで認定を受けた技能実習計画件数（計318,572件）をもとに、主要7カ国の国別・職種分野別にマッピングを行いました。

■ 国別総評

国	人数シェア	特徴	職種分野	備考
ベトナム	40.6%	数・質とも最大 万能型	建設・溶接・食品・ 金属	主力国 コスト上昇傾向
インドネシア	26.1%	技能志向・技術教育体制 あり	機械金属・建設・整備・ 保全	技術移行に強い 宗教配慮必要
フィリピン	9.3%	英語・明るさ・接客力	宿泊・自動車整備・ クリーニング	特化型 英語系職種で強み
ミャンマー	9.2%	女性比率高く定着率良	介護・清掃・食品	政情リスクあるが安定 供給
中国	6.6%	熟練技術者層 新規減少	縫製・金属加工既	既存契約維持型
タイ	1.5%	技術水準高い中堅層	金属・電気・自動車	教育水準高 コスト高
ネパール	1.6%	語学・温厚・柔軟性	宿泊・介護・飲食	留学生ルート多

ベトナムの募集状況に陰りが見えてきたとの説がありますが、まだ、圧倒的上位にあることが分かります。インドネシアが伸びてきている一方、期待されていたミャンマーは政治情勢から頭打ちです。

■ 職種別 得意度マップ

★の多さ＝その国の集中度・技能適性・定着率の総合指標

職種分野	ベトナム 	インドネシア 	フィリピン 	ミャンマー 	中国 	タイ 	ネパール 	コメント
建設	★★★★★	★★★★★	★★★★☆	★★★☆☆	★★★★☆	★★★★★	★★★☆☆	ベトナム・インドネシアが中心。タイは高技能。
機械・金属	★★★★★	★★★★★	★★★★☆	★★★☆☆	★★★★☆	★★★★☆	★★★☆☆	インドネシア・タイは特定技能移行率が高い。
溶接	★★★★★	★★★★★	★★★★☆	★★★☆☆	★★★★☆	★★★★☆	★★★☆☆	全体的に技能国、特にベトナム・インドネシア優勢。
塗装・成形	★★★★★	★★★★☆	★★★☆☆	★★★☆☆	★★★★☆	★★★★☆	★★★☆☆	ベトナム・インドネシア・タイが堅実。

（つづく）

国別・職種別 得意度マッピング（2025年版）～2～

■ 職種別 得意度マップ

★の多さ＝その国の集中度・技能適性・定着率の総合指標

職種分野	ベトナム 	インドネシア 	フィリピン 	ミャンマー 	中国 	タイ 	ネパール 	コメント
食品製造	★★★★★	★★★★☆	★★★★☆	★★★★☆	★★★☆☆	★★★☆☆	★★★★☆	女性中心、ミャンマーが安定。
介護	★★★★☆	★★★★☆	★★★★☆	★★★★★	★★★☆☆	★★★☆☆	★★★★★	ミャンマー主力。フィリピン・ネパールも強い。
クリーニング・清掃	★★★★☆	★★★★☆	★★★★★	★★★★★	★★★☆☆	★★★☆☆	★★★★☆	フィリピン・ミャンマーが突出。
宿泊・観光	★★★★☆	★★★☆☆	★★★★★	★★★★☆	★★★☆☆	★★★☆☆	★★★★★	フィリピン・ネパールが二強。
自動車整備	★★★★☆	★★★★☆	★★★★★	★★★☆☆	★★★☆☆	★★★★★	★★★☆☆	フィリピン・タイが質・集中度ともに高い。
電気・電子機器組立	★★★★☆	★★★★☆	★★★★☆	★★★☆☆	★★★★★	★★★★★	★★★☆☆	タイ・インドネシアが優秀層多数。
縫製・繊維	★★★★☆	★★★☆☆	★★★☆☆	★★★★☆	★★★★★	★★★☆☆	★★★☆☆	中国が突出、ミャンマー・ベトナムが続く。
農業・畜産	★★★★☆	★★★☆☆	★★★☆☆	★★★★☆	★★★☆☆	★★★☆☆	★★★★☆	小規模需要、女性国中心。
紙器・包装	★★★★☆	★★★★☆	★★★☆☆	★★★★☆	★★★☆☆	★★★☆☆	★★★☆☆	製造補助ライン向き。
ボイラー・保全	★★★★☆	★★★★★	★★★☆☆	★★★☆☆	★★★☆☆	★★★★★	★★★☆☆	インドネシア・タイが突出。
空港・交通関係	★★★★☆	★★★☆☆	★★★★★	★★★☆☆	★★★☆☆	★★★★☆	★★★★☆	フィリピン・タイが新職種対応国。

国別・業種別の評価が分かります。

介護についてはミャンマー、宿泊・観光についてはフィリピンとネパール、自動車整備についてはフィリピンとタイ、縫製については中国など、★5つの満点評価の国と業種を見ると、その国の得意分野が分かり、受入国選定の一助となれば幸いです。

2026年1月施行 下請法は取適法へ～1～

「中小受託取引の公正化・中小受託事業者の利益保護」を目的とし、下請法が改正され「取適法」として2026年1月1日に施行されます。

改正により規制内容の追加や規制対象の拡大がなされます。知っておきたい制度改正のポイントをご紹介します。

法律名の変更

改正により法律の名前が変わります。

下請代金支払遅延等防止法
(通称：下請法)



製造委託等に係る中小受託事業者に対する
代金の支払の遅延等の防止に関する法律
(通称：中小受託取引適正化法
もしくは取適法)

使用用語の変更

改正により用語の変更があります。

下請代金



製造委託等代金

親事業者



委託事業者

下請事業者



中小受託事業者

適用対象の拡大

～事業者の定義～

適用対象となる委託事業者・中小受託事業者の基準に、新たに従業員数による基準が追加されました。従業員数300人(役務提供委託等は100人)の区分が新設され、規制及び保護の対象が拡充されます。
～対象取引の追加～

適用対象となる取引に、製造、販売等の目的物の引渡しに必要な運送の委託(特定運送委託)が追加されます。

禁止行為の追加

委託事業者が、中小受託事業者から価格協議の求めがあったにもかかわらず、協議に応じなかったり、必要な説明を行わなかったりするなど、一方的に製造委託等代金の額の決定が禁止されます。

また、製造委託等代金の支払手段について、手形払が禁止されます。

面的執行の強化

事業所管省庁において、取適法に基づく指導及び助言ができるようになったほか、報復処置の禁止に係る情報提供先として、現行の公正取引委員会及び中小企業庁に加え、事業所管省庁が追加されます。

その他

- 製造委託の対象物品として、金型以外の型等(木型、治具など専ら物品の製造に用いる物品)が追加されます。
- 書面交付義務について、中小受託事業者の承諾の有無にかかわらず、電子メールなどの電磁的方法による提供が認められます。
- 遅延利息の対象に、製造委託等代金の額を減じた場合(減額)が追加されます。
- 既に違反行為が行われていない場合でも再発防止処置等を勧告できるようにするなど勧告に係る規定が整備されます。

2026年1月施行 下請法は取適法へ～2～

取適法の適用対象となる取引

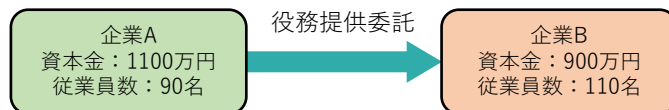
対象取引は「取引の内容」と「資本金基準または従業員基準」で適用されるかが決まります。

以下がその内訳となります。

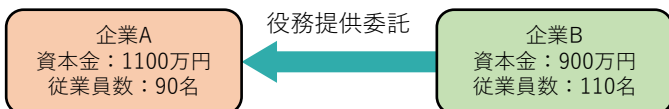
対象取引①～取引の内容	
物品の製造委託・修理委託・特定運送委託	
情報成果物作成委託・役務提供委託 (プログラム作成、運送、物品の倉庫における保管および情報処理に限る。)	
対象取引①～資本金/従業員基準 (いずれかに該当)	
委託事業者	資本金 3 億円超
中小受託事業者	資本金 3 億円以下
委託事業者	資本金 1 千万円超 3 億円以下
中小受託事業者	資本金 1 千万円以下
委託事業者	従業員 300 人超
中小受託事業者	従業員 300 人以下
対象取引②～取引の内容	
情報成果物作成委託・役務提供委託 (プログラム作成、運送、物品の倉庫における保管および情報処理を除く。)	
対象取引②～資本金/従業員基準 (いずれかに該当)	
委託事業者	資本金 5 千万円超
中小受託事業者	資本金 5 千万円以下
委託事業者	資本金 1 千万円超 5 千万円以下
中小受託事業者	資本金 1 千万円以下
委託事業者	従業員 100 人超
中小受託事業者	従業員 100 人以下

取適法は、法人単位で適用されますのでグループ企業かどうかは関係しません。また、資本金/従業員基準は「いずれかに該当」なので、条件により委託事業者と中小受託事業者は適用対象として入れ替わることがあります。

例) 対象取引②であてはめた場合の入れ替わり



資本金の関係から適用対象の取引



従業員数の関係から適用対象の取引

義務と禁止事項

委託事業者には、4つの義務と11の遵守事項が課されています。

違反行為を行った場合

まず、委託事業者に対する調査・検査が行われ「指導・助言」となります。改善を行っていないと見なされると「勧告」となり、「事業停止命令」の可能性、委託事業者の企業名が公表され、顧客や取引先からの信頼を失ったりする可能性があります。

各項目での詳細は公正取引委員会のホームページよりご確認ください。特に「中小受託取引適正化法ガイドブック」には取引例も記載されていますのでより理解を深める手助けとなります。

公正取引委員会>

中小受託取引適正化法(取適法)関係
https://www.jftc.go.jp/partnership_package/toritekihoh.html



フィリピン・セブ島沖での地震被害への支援について

2025年9月30日夜に発生したフィリピンのセブ島付近で地震により亡くなられた方々に謹んでお悔やみ申し上げますとともに、被災された方々に心よりお見舞い申し上げます。

被災地の日も早い復興と、被災された方々の生活が平穏に復する事を心よりお祈り申し上げます。



東西商工協同組合

〒108-0014
東京都港区芝4-3-5 岡田ビル
TEL: 03-5442-2277
FAX: 03-5442-2477

ホームページ
<http://tsk-gr.com/>